



## コロナ禍における 弁護士の役割

弁護士 村田 智子



2020年は、コロナウイルス感染拡大に翻弄された一年であったといっても過言ではありません。特に、4月上旬から5月まで発令された緊急事態宣言は、この国の経済や市民の生活に大きな影響を与えました。弁護士や弁護士会も、例外ではありません。私は4月に東京弁護士会の副会長に就任しましたが、就任直後に緊急事態宣言が発令され、職員の出勤の大幅な縮小、東京弁護士会が入っている弁護士会館への入場制限等を目の当たりにしました。弁護士会が開設している都内各地の法律相談センターの面談相談も中止せざるを得ませんでした。それでも、東京弁護士会は、こういったときこそ市民の役に立ちたいという理事者や会員の強い意思のもと、緊急事態宣言下でも弁護士紹介事業を継続する、子どもの権利110番(電話相談)を速やかに再開する等の数々の工夫を行いました。

TOKYO大樹法律事務所も、職員の出勤を縮小し、電話受付時間を短縮しながらも、事務所を閉めることなく対応を続けました。また、コロナ禍の中で安心してご相談いただけるよう、面談に代わる電話相談やWEBでの相談への取り組みも始めました。

今後、再びコロナウイルスの感染が拡大するのではないかと予想されていますが、私たち弁護士は、「社会生活上の医師」のような役割を担い続けたいと思っています。

コラム  
事務所ホームページの  
リニューアル  
弁護士 安孫子 理良



2020年4月1日に当事務所のホームページ(HP)を全面リニューアルしました。従来のHPは2008年頃に作成した初代HPですが、それからの12年で、スマートフォンもあり、インターネットの果たす役割も大きく変わりました。そのため、当事務所としてHPのリニューアルは近年の懸案事項の一つでした。



今回のリニューアルでは、スマートフォン、タブレット端末対応画面の導入に加え、取扱分野として、当事務所の専門分野である労働、医療、外国人・国籍、LGBTQ、犯罪被害、認知・死後認知、区画整理などのページも設けました。法律問題に直面し、当事務所HPを閲覧された方に多くの情報を提供できるように心がけました。

コラム  
変わらないもの  
弁護士 濱野 泰嘉



私の大学時代の友人に、京都で乾物・生活雑貨店「すみれ」を経営している人がいるのですが、先日、お店を訪問し、25年ぶりに再会しました。

コラム  
最高裁の想い出  
弁護士 近藤 博徳



先日、ある事件で、最高裁判所の弁論に出席しました。南門と呼ばれる勝手口から最高裁の敷地に入るところで1回、広場で入館を待つ間にもう1回、名前を確認され、ようやく職員の手導で建物の中へ。代理人控室に案内されると、そこでさらに点呼。「法廷ではいま名前を呼んだ順に座れ」とのこと。

コラム  
成年後見人に誰がなる。  
弁護士 木下 泉



現在、成年後見人に選任されるのは、21・8%が親族、78・2%が親族以外です。親族以外の後見人のうち、弁護士、司法書士、社会福祉士が83・9%です。平成31年成年後見関係事件の概況。親族の割合が少ないのが意外ではないでしょうか。一方、不正事例を見ると、一連の対応を終えたものとして最高裁判所が公表している結果を見ると、平成31年で不正件数が201件、被害額が11億2000万円。このうち、専門職によるものが32件、被害額が約2億円とされています。専門職が



不正を行つたと言語道断ですが、弁護士は令和2年10月から信用保証事業が始まりました。弁護士個人単位で制度に加入し、弁護士成年後見人一人あたり3000万円を上限として被害の弁償を行うことになりました。後見制度支援信託や後見監督人の選任により不正を予防し、不正が起った場合には保証制度で被害を回復するということになりました。一方、親族後見人の場合、保証制度はないので、予防措置を講ずるしか対応策はなさそうです。しかし、最高裁は平成31年に身近な支援者を後見人に選任することが望ましいと基本的な考えを示しました。確かに、当初専門職が後見人に選任されても、課題が解決すれば、親族に後見人をバトンタッチする方が被後見人の利益に資すると思います。今後は、親族後見人が守られる方策をさらに策定していくことが必要だと思います。

私は、当時取り組んでいた環境問題や南北問題から離れてしまいましたが、友人は、経営するお店を通じて、持続可能な社会のための取り組みもしているようです。また、地域に根ざした活動も続けているようでした。時代や社会、年齢や立場など、当時とは大きく変わりましたが、あの時に持っていた「想い」は変わらないんだと、嬉しくなりました。私も、弁護士になったこの「想い」を、変わらずに持ち続けたいと思います。



と。法廷の代理人席は5つなので、それ以外の弁護士は傍聴席に座るのですが、その席順も指定済です。いよいよ代理人入廷の時間です。職員が呼びに来て、先ほど呼ばれた順番に細い廊下で一列に並ばされ、この30分で4回目の点呼。思わず「小さく前へな」と。法廷に到着すると、我々「傍聴席」班は傍聴席の最前列に案内され、隊列を崩さずに詰めて着席。振り返ると一般用傍聴席には一つおきに「使用禁止」の張り紙が。「コロナも駆逐する我が弁護団の勢いを見よ。」と思ったり、相手方の代理人もびっちり座っています。代理人への配慮なし、「このご時勢に多人数で来る方が悪い」といつかのようです。

コラム  
公文書のすすめ  
弁護士 岩田 整



国立公文書館において、職員各位に対する法律問題の助言等を行うついでです。国立公文書館は、国の機関で作成された膨大な公文書の中から、歴史資料として重要なものを選んで保存し、一般公開している施設で、国民の共有財産である公文書を後世に残し、伝えるという、重要な役割を担っています。私は、国立公文書館を訪れ、展示されている日本国憲法の署名入り原本(複製)を見るのと、厳粛な気持ちになります。また、年に数回「JFK」その生涯と遺産、「時代を超えて輝く女性たち」「温泉」江戸の湯めぐり」など、興味深いテーマを定めた展示会が期間限定で開催されており、毎回、楽しみにしています。ぜひ一度、ご覧になることをお勧めします。入館は無料ですので、ぜひお気軽に。近くにある皇居や北の丸公園に足を延ばすのも良いかもしれません。



外国人が適法に日本で生活するには在留資格が必要です。日本人と外国人の異性カップルの場合、結婚により「日本人の



私が弁護団の一員を務める訴訟をご紹介します。米国人男性と日本人男性のカップルが日本で共に暮らせるよう米国人男性の在留資格を「特定住居」に変更すること等を求める訴訟が続いています。原告一人は、15年以上連れ添い、2015年11月にはアメリカで正式に婚姻しています。米国人男性は「経営・管理」の在留資格を取得して日本人男性と日本で家族として暮らしていましたが、経営難となり在留資格の更新が困難となったため「特定住居」への在留資格変更を申請したところ、不許可処分を受けたという事案です。このままでは原告一人は日本で一緒に生活できなくなり

配偶者等「の在留資格を得られますが、日本で同性どうしの結婚が認められない現状、同性カップルの場合はこの資格を得られません。たとえ、外国で結婚していても同じです。そのため、仕事等の長期の在留資格を得られ、かつ、その更新も可能な場合以外は、短期間の在留を繰り返すほかになく、日本で共同生活を営むのは不可能に近いのです。このような在留資格問題に直面している日本人と外国人の同性カップルは少なくありません。しかし他方で、本国で婚姻している外国人同士同性カップルの場合(例えば、米国人どうしの同性カップルが米国で婚姻しているケース)は別の扱いが認められています。法務省の通知(法務省官報第3575号)は、「本国で同性婚をしている者について、その者が本国と同様に我が国においても安定的に生活できるよう人道的観点から配慮し、今般、同性婚による配偶者については、原則として、在留資格「特定活動」により入国・在留を認め



る」としています。これにより、例えばカップルの一方が就労ビザで日本に在留する場合、そのパートナーは「特定活動」の在留資格を付与され、二人で安定的に日本に在留できるのです。この扱いの違いは矛盾です。日本人と外国人の同性カップルには「人道的観点」からの配慮をしない理由があるというのでしょ。家族と一緒に生活を営むという人として根源的な権利は、結婚制度のいかにかわらず保障されなければならぬものです。家族形成の自由ないし家族維持の自由が、日本国憲法上も国際人権上も保障されています(憲法13条、自由権規約17条・23条)。この不合理な現状が一日も早く改善されるよう、本件の訴訟をご注目ください。

## 福島原発訴訟の1審判決が 言い渡されました

弁護士 佐々木 学



2020年11月19日に、福島地方裁判所いわき支部で、福島原発訴訟の判決(第1審)が言い渡されました。この裁判は、一昨年の「大樹」でもご報告しましたが、東京電力福島第一原発から半径30キロ圏内に住んでいた福島県南相馬市原町区の住民45世帯144人が、東電を相手に、「故郷(ふるさと)喪失・変容慰謝料」などの損害賠償を求めて、2015年9月16日に提訴したものです。判決では、故郷変容慰謝料について、「地域生活利益は「憲法13条の幸福追求権に根拠を有する人格的利益(地域生活利益)であるといふべき」として、「この地域生活利益が侵害された」と認められる場合には「避難慰謝料とは別の慰謝料を認めるべき」と認定されました。しかし、その一方で、故郷変容慰謝料の額について、原発から半径20キロ圏内の旧避難指示解除準備区域の原告には150万円、20キロ圏外の旧緊急時解除準備区域の原告には70万円と認定するにとどまりました。原告は仙台高裁に控訴しました。福島原発事故からもうすぐ10年になります。解決が図られるのはしばらく先になりそうです。

昨年12月、司法修習を修了し、TOKYO大樹法律事務所に入所いたしました。

1990年に千葉市で生まれました。子どもの頃は、納得できないことにはなかなか首を縦に振らない頑固な性格だったようです。今はだいぶ柔軟になりましたが、そんな性格が影響してか、学生時代に弁護士を志すようになりました。

「憲法の精神に忠実な良心的在野法曹」の理念を掲げる当事務所の一員として、皆様に的確な法的サービスをお届けできるよう精進いたします。法的知識を有することはもちろん、皆様の想いを汲み取ることができる弁護士でありたいです。

無理が通れば道理が引込む世の中になって久しいですが、とくに市井の人々が無理を強いられているように感じます。お困りのことがありましたら、ぜひお話をお聴かせください。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

## 入所のご挨拶 弁護士 松田 亘平



昨年12月、司法修習を修了し、TOKYO大樹法律事務所に入所いたしました。

1990年に千葉市で生まれました。子どもの頃は、納得できないことにはなかなか首を縦に振らない頑固な性格だったようです。今はだいぶ柔軟になりましたが、そんな性格が影響してか、学生時代に弁護士を志すようになりました。

「憲法の精神に忠実な良心的在野法曹」の理念を掲げる当事務所の一員として、皆様に的確な法的サービスをお届けできるよう精進いたします。法的知識を有することはもちろん、皆様の想いを汲み取ることができる弁護士でありたいです。

無理が通れば道理が引込む世の中になって久しいですが、とくに市井の人々が無理を強いられているように感じます。お困りのことがありましたら、ぜひお話をお聴かせください。どうぞ宜しくお願い申し上げます。



## Lawyers column



## クリティカル・マスについて

弁護士 木山 悠

2020年までに指導的地位に占める女性の割合30%を目指す—組織の意思決定に影響を及ぼすためには、女性を3割とすることが必要であるというクリティカル・マスという概念による政府の目標に基づき、これまで、議会議員や管理職、専門職従事者に占める女性の拡大が求められてきました。

医師全体に占める女性の割合は現在21.9%ですが、25〜44歳の就業中の医師は31.8%が女性と、若い世代では女性の割合が高くなっています。東京医大が性別等受験生の属性に応じて入試で不正な得点調整を始めたのは、平成18年ですが、医師国家試験合格者に占める女性は3割を超えるのが定着してきた時期です。大学は、男性と比べた女性の就業率の低さや勤務時間の短さを得点調整の正当化理由として主張していますが、就労環境による問題を、女性受験生に転嫁するのは不当であり、女性医師が増加することを前提に就労環境の改善を目指すべきです。現在、医学部女性差別対策弁護団の訴訟は佳境に入っており、被害にあった元受験生らの陳述書を作成中ですが、医大の不正行為により人生が狂わされた受験生の切実な声を裁判所に届け、被害救済を実現したいと取り組んでいます。



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分  
都営バス「花園町」下車 徒歩3分

ホームページはこちらです。  
<https://www.tokyotaiju.com/>